

施設設備整備区分（喫茶室）

1 建築工事	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 内装	なし ・床下地 コンクリートこて押さえ仕上げ ・壁下地 コンクリート部 打ち放し仕上げ 軽量鉄骨下地部石膏ボード張り ・天井下地 なし	売店内の間仕切り 必要な改修を行う場合、その改修費及び維持管理費用の全て	間仕切り以外の必要な改修を行う場合は事前に当院の許可を得て行うこと。

2 電気設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 動力及び電灯コンセント電源	副メーター付開閉器盤の取付まで（一次側電源配線を含む）	副メーター付開閉器盤の二次側以降全て（テナント用分電盤も含む） 負荷容量 ① 電灯 1φ200/100V L4102 一般系統 16,000VA 以内 LG3032 発電系統 4,000VA 以内 ② 動力 3φ200V M301 系統 30kw 以内 EM-103 系統 30kw 以内 MG306 発電系統 5kw 以内	
(2) 通信設備 ・電話設備 ・テレビ設備	端子盤の取付まで（一次側配線含む）	端子盤以降の配線・機器全て （外線接続手続き及び電話機の接続含む。）	その他の通信設備は、運営事業者が整備する。
(3) 照明設備	なし	全て	

3 空調設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 冷暖房設備	なし	全て （室外機置場は指定有り）	副メーターにより使用量計測
(2) 換気設備	換気（排気）ダクト接続口まで	左記以外全て 換気回数等指定能力以上を確保すること。 （有効換気量） 居室用（ m^3/h ）＝ 人員 $\times 20 \text{ m}^3/\text{h}$ 厨房用（ m^3/h ）＝ $30 \times$ 電気式厨房器具の電気容量（kw）	副メーターにより使用量計測

4 給排水設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 給水設備	床上バルブ止め	バルブ以降全て	副メーターにより使用量計測
(2) 排水設備	床上キャップ止め	床上排水接続を含め全て （グリーストラップを含む）	
(3) 流し・手洗い設備	なし	全て	
(4) その他		給湯設備は電気式（電源は病院機構が整備する。）とし、運営事業者が整備すること。	

5 防災設備	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 火災報知設備	全て（病院機構仕様による）	運営事業者の理由による増加分	
(2) スプリンクラー設備			
(3) 非常放送設備			
(4) 非常照明設備			
(5) 誘導灯設備			

6 その他	病院機構が整備するもの	運営事業者が整備するもの	備考
(1) 備品、什器類	なし	全て	